

使用前検査変更申請書

廃炉発官R3第32号
令和3年 5月31日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

平成31年1月11日付け廃炉発官30第263号をもって申請し、令和2年5月13日付け廃炉発官R2第46号及び令和2年11月17日付け廃炉発官R2第179号をもって変更した放射性物質分析・研究施設第1棟の分析設備、換気空調設備、液体廃棄物一時貯留設備、漏えい検出装置及び警報装置並びに液体廃棄物一時貯留設備の堰に係る使用前検査申請書の記載事項を変更したので、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の規定により、次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

本検査は2. に示すとおり、管理対象区域外にて行われるため、放射線管理は要しない。

2. 検査場所の区域区分

・福島第一原子力発電所

放射性物質分析・研究施設第1棟：管理対象区域外

別添　：　検査場所図

以上

検査場所図

